

7-4 児童の健全育成

【現状と主要課題】

【現状】

- ① 核家族化や過疎化の進行に伴い、近所に友達が少なく遊び相手が少ない状況にあります。
- ② テレビゲームや携帯ゲーム機が遊びの主流となり、家の中での1人遊びが多くなっています。また、本来自分から遊ぶ力を持っているはずの子どもたちが、与えられた道具やルーツの中で遊ぶことに慣れてしまい、遊びを創造し、ルール作りをするなど本来の力を発揮できなくなっています。
- ③ 近年、子どもたちを対象とした事件も多発しておらず、子どもたちだけで安心・安全に遊べる場所が少ない状況にあります。
- ④ 地域の行事や自然体験などの様々な体験が、子どもたちの成長過程において必要不可欠であるが、指導できる人材が不足しており、また親たちの地域行事等への参加意識が薄いことが懸念されます。

【主要課題】

- ① 放課後や土日等において、子どもたちが安心・安全に体験活動や遊び場となる場所の確保や、遊びを手助けするプレイリーダーや体験活動等の指導者や協力者の確保、育成が求められています。
- ② 地域の子どもたちは地域で育っていくことの重要性を啓発するとともに、家庭、学校、地域の連携を推進する必要があります。
- ③ 地域における子どもの数の減少により、子ども会の廃止、活動の停滞が起こっています。また、子ども会が親たち主導の形となり、本来の意義が失われています。
- ④ 地域の行事に参加することで地域を知り、愛着を持ってもらう取り組みが必要です。

【具体的な施策】

- ① 遊びや自然体験等多様な体験機会の提供と参加の促進
 - ・地域の中で、地域の人の手によって体験することは、社会性の向上、学力アップ、地域への関心、愛着など意義は大きく、こうした機会の提供に努めます。
 - ・地域の行事への参加について、保護者や地域の大人たちへ理解を求め、親子での参加を促進するよう取り組みます。
 - ・地域での指導者、協力者となりうる者の確保や育成に努めます。
 - ・スポーツ活動にあっては、一つの種目に限定せず子育ての視点を取り入れた幅広い指導や多種多様な活動機会を提供できるよう推進します。
 - ・放課後、土日、雨天時等に安心・安全に遊ぶことのできる場所の確保に努めるとともに、遊びを手助けするプレイリーダーの育成を推進します。
- ② 子どもを中心とした活動の場づくり
 - ・放課後や週末、長期休暇等にスポーツ、学習及び体験活動など様々な活動を地域の人たちと行えるよう、学校、児童館を活用した活動の場づくりを推進します。
 - ・地域の行事等で子どもたちから意見を徴したり、参加、活躍できる場を設けるなど、地域に関心を持ったり愛着を持つような取り組みに努めます。
 - ・子ども会の意義の啓発と少人数地域の活動維持の取り組みを行います。

【主要事業の内容】

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | 所 管 課 |
|--------------------------|---|----------|
| 放課後子ども教室推進事業の実施 | 全ての小学校区で放課後等子どもたちが安全で健やかな活動場所を確保し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、体験学習等を実施し交流することで、コミュニケーション能力の向上や豊かな心の育成を図るとともに、地域への愛着を育む。 | 生涯学習課 |
| 子育ての視点を取り入れた幅広いスポーツ指導の推進 | 小学生等の子どもたちのスポーツ活動において、子育ての視点を取り入れた幅広い指導や多種多様なスポーツ活動機会の提供を推進する。 | " |
| 児童館（児童センター）事業の実施 | 子どもに健全な遊びの場を提供するとともに、遊びを手助けするブレイリーダーの育成を推進する。スポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを開設し、子どもに豊かな生活を提供できるよう事業内容の充実を図る。プログラムの設定に当たっては、子どもの参画を検討する。 | 子ども家庭課 |
| 子ども会リーダー研修会の開催 | 子ども会のリーダーとして、楽しい子ども会活動にするためにどんな役割を務めればいいのかを学ぶ。また、違う小学校区の子ども会との交流を深める。 | 生涯学習課 |
| 倉吉市青少年育成協議会事業の実施 | 次代の日本を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。（青少年の健全育成に関する事業） | " |
| 集会所等の施設整備への支援 | 地域における住民の活動の拠点となる自治公民館のスポーツ広場の施設整備に対し支援を行う。 | 地域づくり支援課 |

7-5 地域における子育て資源の有効活用

【現状と主要課題】

【現状】

- ① 市の社会教育施設をはじめとする様々な施設が、子育て支援に関わって有効活用されていない状況があります。
- ② 子育て支援に関わるボランティア活動の実践者や様々な経験・ノウハウを持った人材の発掘、育成、支援が思うように進んでいません。
- ③ 家庭で不要となった子育て用品等を他の家庭で有効活用できるような流れができていません。

【主要課題】

- ① 社会教育施設をはじめとする公共施設や企業の福利厚生施設、その他民間の生涯学習関連施設の有効活用を促進します。
- ② 家庭で必要無くなった子育て用品の有効活用するシステムづくりに取り組みます。
- ③ 子育て支援のための人材発掘と育成及び活動支援に取り組みます。
- ④ 子育てを行っている人からの相談を受けたり、サポートする場の充実を図ります。

【具体的な施策】

- ① 子育て支援のための人材の確保や育成
 - ・青少年の健全育成や子育て支援ボランティアなどの団体や活動を支える人材の育成支援を行います。
 - ・子育てに関する様々な分野のノウハウを持った人材登録、情報提供を行います。
- ② 地域にある資源・施設の活用推進
 - ・社会教育施設である図書館、博物館と連携した子育て支援の取り組みの充実を図ります。
 - ・家庭で必要でなくなった子育て物品の再利用の促進を図ります。

【主要事業の内容】

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|------------------|---|----------|
| 協働のまちづくり活動助成事業 | 新たな公共領域（協働）を担う市民活動で、5人以上で構成される市民活動団体（NPO）に対し支援する。 | 地域づくり支援課 |
| 子ども会指導者研修会の開催 | 子どもたちの手による自主的な子ども会の運営を目指して、新年度から子ども会の指導・育成に携わる保護者を対象に子ども会活動の指導者として活躍していただくための研修を開催し、子ども会活動の充実と活性化を図る。 | 生涯学習課 |
| レク・ボランティア養成講座の開催 | 身近で快適な生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るためスポーツ・レクリエーション活動指導者の養成を図る。 | " |

| | | |
|-----------------|---|-----------------|
| 人材銀行事業の実施 | いろいろな分野の指導者に関する情報収集・提供、また学習活動の援助を行う事業。(優れた知識や技能を習得されている市民の方々を登録し、地域の諸活動、学級講座に指導者として派遣する。また、登録者の講師謝金についても援助を行う。) | 生涯学習課 |
| 子育てサポーターの養成 | 地域で積極的に子育てを支援していただく方に対し、養成講座を開催し、サポーターの資格を取得していただく。 | 子ども家庭課 |
| 児童館や学校等の有効利用の促進 | 児童館や学校等を利用し放課後児童の居場所づくりを促進する。 | 子ども家庭課 生涯学習課 |
| 子育てグッズの再利用の促進 | 不要となった子育てグッズや衣類など、必要な世帯に貸し出す等の仕組みを検討する。 | 子ども家庭課 |

第4章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み等

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育の量の見込みと確保方策等
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保
- 4 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実状に応じて地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定することになっています。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を記載することになっています。

本市の教育・保育提供区域は、事業の特性に応じて次のとおり設定します。

本市の教育・保育提供区域

| 区域 | 該当事業 | | 考え方 |
|--------------|---------------|--|---|
| | 施設型給付 | 平日日中の教育・保育（子ども・子育て支援給付） | |
| 市全域 (1区域) | 地域子ども・子育て支援事業 | <ul style="list-style-type: none">・放課後児童クラブ・時間外保育事業（延長保育事業）・子育て短期支援事業・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）・一時預かり事業・病児・病後児保育事業・ファミリー・サポート・センター事業・妊婦健康診査・利用者支援事業 | 事業の特性（特定の区域で対象者を分けない等）や施設整備の状況等を考慮し、市全域を1つの区域として、事業を実施していきます。 |

2 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設の確保の方策及び実施時期を設定します。

1 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

平日日中の教育・保育

| 認定区分 | | 対象施設 | 事業概要 |
|------|-------------------|----------------------|--|
| 1号 | 子どもが満3歳以上で保育の必要なし | 専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭 | 認定こども園 ・認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施 |
| | | 共働きであるが、幼稚園利用を希望する家庭 | 認定こども園 認定こども園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施 |
| 2号 | 子どもが満3歳以上で保育の必要あり | 共働きの家庭 | 認定こども園及び保育所 ・認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 ・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 |
| 3号 | 子どもが満3歳未満で保育の必要あり | 共働きの家庭 | 認定こども園・保育所及び小規模保育等 ・認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 ・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 ・認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 ・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。 〔小規模保育等〕 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応 |

（※本市の場合、幼稚園はすべて認定こども園に移行しています。）

2 提供区域

子ども・子育て支援給付における提供区域は、全市を1つの提供区域として設定します。

3 量の見込みの概要

量の見込みについては、子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ）調査（以下「アンケート」）の結果を用いて、国の手引書（計算書等）で推計することを基本に、過大な見込み量（供給過剰）とならないように、現在の利用状況と比較検討を行いました。

4 「量の見込み」の考え方

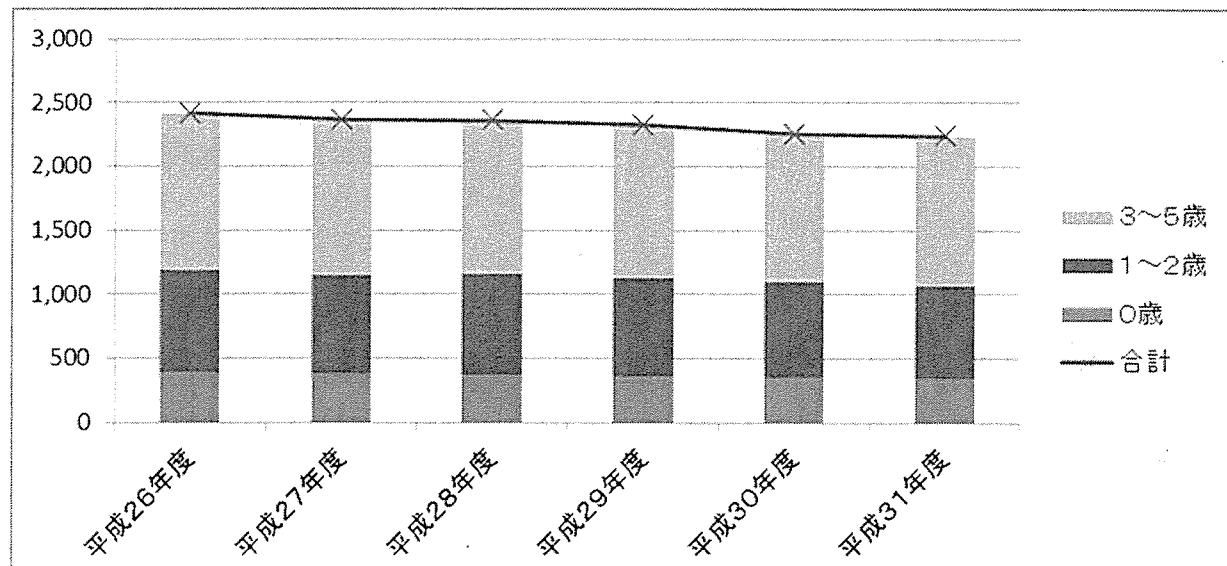
(1) 国の手引書に基づく「量の見込み」の計算方法

- ① 設定区域ごとに計画期間における対象の子どもの数を推計します。
- ② アンケート結果から、子どもの年齢ごとに家族類型割合に区分した児童数を算出します。
この家庭類型割合には、保護者の就労希望を加算しています。
- ③ 家族類型ごとの施設や事業の利用意向率を②に乗じて見込み人数を算出します。
- ④ ③で得た結果に、対象年齢の人口推計に対する現在の施設の現在の利用状況等を考慮して一定の補正を加え、量の見込みを算出しました。

(2) 人口推計

人口推計は、平成17年度から平成26年度までの0歳児人口を基に、第11次倉吉市総合計画で見込んだ人口減少率を乗じて算出しました。

| 年齢 | 各年度4月1日 (人) | | | | | |
|------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 0歳 | 398 | 388 | 378 | 368 | 358 | 348 |
| 1~2歳 | 794 | 760 | 786 | 766 | 746 | 726 |
| 3~5歳 | 1,225 | 1,219 | 1,194 | 1,192 | 1,148 | 1,164 |
| 合計 | 2,417 | 2,367 | 2,358 | 2,326 | 2,252 | 2,238 |



(3) 家庭の就労形態による認定方法

| 3~5歳 | | 母親の就労形態 | | |
|---------|-------|---------|-----|----|
| | | フルタイム | パート | 無業 |
| 父親の就労形態 | フルタイム | 2号 | | |
| | パート | | | |
| | 無業 | 1号 | | |

| 0~2歳 | | 母親の就労形態 | | |
|---------|-------|---------|-----|----|
| | | フルタイム | パート | 無業 |
| 父親の就労形態 | フルタイム | 3号 | | |
| | パート | | | |
| | 無業 | | | |

- ・フルタイム 週5日程度・1日8時間程度の就労
- ・パート フルタイム以外のパート・アルバイト
- ・無業 無業・専業主婦（夫）

5 量の見込みと確保の方策等

平日日中の教育・保育の量の見込みを次のとおり設定します。

| | | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------|------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 3歳~ 就学前 | 1号認定 | 認定こども園 | 100 | 98 | 95 | 93 | 90 |
| | 2号認定 | 認定こども園・ 保育所 | 1,112 | 1,099 | 1,087 | 1,074 | 1,062 |
| 1・2歳 0歳 | 3号認定 | 認定こども園・ 保育所 | 569 | 559 | 549 | 539 | 529 |
| | | | 197 | 192 | 187 | 182 | 177 |
| 合計 | | | 1,978 | 1,948 | 1,918 | 1,888 | 1,858 |

（※上記表中において、本計画期間中の地域型保育事業（小規模保育等）の利用はないものと見込みました。）

6 確保の内容及び実施時期

教育・保育の量の見込みに対し、現在の教育・保育施設の定員数を下回っているため、現在の教育・保育施設で必要数が確保できると考えます。その結果、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

| 年度 | | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | |
|-------|----------------|--------|-------|------|--------|-----|-------|--------|-----|------|
| 認定区分 | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 |
| | | 3~5歳 | 0歳 | 1~2歳 | 3~5歳 | 0歳 | 1~2歳 | 3~5歳 | 0歳 | 1~2歳 |
| 量の見込み | | 1,212 | 197 | 569 | 1,197 | 192 | 559 | 1,182 | 187 | 549 |
| 確保方策 | 保育所・ 認定こども園 | 100 | 1,112 | 197 | 569 | 98 | 1,099 | 192 | 559 | 95 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | 100 | 1,112 | 197 | 569 | 98 | 1,099 | 192 | 559 | 95 |

(単位:人)

| 年度 | 平成30年度 | | | | 平成31年度 | | | | |
|------|------------|----|-------|------|--------|-------|-------|------|-----|
| | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | | |
| 認定区分 | 3~5歳 | | 0歳 | 1~2歳 | 3~5歳 | | 0歳 | 1~2歳 | |
| | 量の見込み | | 1,167 | 182 | 539 | 1,152 | | 177 | 529 |
| 確保方策 | 保育所・認定こども園 | 93 | 1,074 | 182 | 539 | 90 | 1,062 | 177 | 529 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | 93 | 1,074 | 182 | 539 | 90 | 1,062 | 177 | 529 |